

## 第 8 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 3 月 13 日 ( 木 ) 10 : 00 ~ 12 : 10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階第一会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、浅井専門委員、斎藤専門委員、澤野専門委員、嶋崎専門委員、鈴木専門委員、野島専門委員、審議協力者 ( 国立教育政策研究所、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、東京都教育庁、神奈川県教育局 )、諮問者 ( 會田総務省統計審査官 )、調査実施者 ( 神代文部科学省生涯学習政策局調査企画課長 ) 他
- 4 議 題 平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について

## 5 概 要

( 1 ) 第 6 回人口・社会統計部会の結果の概要及び第 7 回統計委員会の結果の概要について、會田統計審査官から説明が行われた。

( 2 ) 前回の部会審議を踏まえ、今回、再度検討すべき点とされた事項等について文部科学省から検討結果についての説明があり、これについての審議が行なわれた。

ア 「生涯学習推進センター」の定義等について、調査実施者から以下の説明が行なわれた。

( これについては、前回部会終了後、斎藤専門委員からも書面で意見が提出されている。 )

- ・ 生涯学習推進センターの定義について、条例設置に加え要綱設置の施設を加えること、都道府県立の施設については名称要件を除くこととする。また、調査及び調査票の名称について「生涯学習推進センター」を「生涯学習センター」と改めることとする。

複合施設の相手施設を把握することについては、今回調査では単独施設か複合施設かを把握するとどめ、相手施設の種類の把握は次回への検討課題としたい。また、職員のうち社会教育主事発令者を調査するべきとの点については、社会教育主事の有資格者を発令の有無にかかわらず把握する。

説明に対する主な意見は以下のとおり。

- ・ 生涯学習センターには、他の施設との複合施設として設置されているものがある。複合施設の場合の複合相手の把握を調査項目に加えられないか。
- ・ 公民館や青少年教育施設等では社会教育主事の有資格者についての把握は行っていない。生涯学習センターでこれを把握することは、施設の職員と本来、教育委員会事務局に配置する専門的職員である社会教育主事という有資格者の位置づけを混乱させてしまう。この調査を行なうことについては慎重に考える必要がある。
- ・ 施設の名称によって調査対象を分類するというのは統計調査として適当なのかと疑問に思う。
- ・ 生涯学習センターは都道府県立と市町村立の施設は機能が異なる。定義を都道府県立と市町村立で分けて把握するという文部科学省の方向性には賛成する。実態としては多種多様な施設なので何らかの形で区切らざるを得ない。
- ・ 生涯学習センターの市町村立施設の定義は、文部科学省案のとおりでよいと考える。
- ・ 学習成果の評価という調査項目の選択肢の中に、学習成果の評価という概念からはずれたものが含まれていると思われるので、調査項目の名称を変えるのか、選択肢を変えるのかについて再検討されたい。

審議の結果、複合施設の状況、職員構成の把握方法、学習成果の評価の選択肢については次回再検討することとし、生涯学習センターを対象に調査を実施することは妥当とされた。

## イ 調査事項の追加について

施設の建築年・建築物の構造別把握について、調査実施者から、施設の老朽化の状況を把握する基礎データが不足していることから、まず、建築年、建築構造という基礎的なものを把握する計画としており、他の調査（学校基本調査、住宅・土地統計調査）でも同様の調査項目となっているとの説明があり、原案での実施が妥当とされた。

学級・講座の学習内容別区分の細分化について（6区分から80区分へ）、調査実施者から、この分類は、国立教育政策研究所が平成14年及び18年に実施した調査研究の区分に基づくもので、社会教育の研究者が実情を基に分類したものであること、先行研究の実績もあることから、現状においては、回答可能な分類と考えていること、及び整理が必要と指摘があった部分については精査を行っているとの説明があった。また、社会教育は各地域の学習課題により異なるため、学級・講座の学習内容別区分をユネスコ作成の国際分類等で調査することは難しいことが説明された。

説明に対する主な意見は以下のとおり。

- ・ ユネスコ等で教育に関する分類が行なわれているが、これは日本に当てはめるには適さないとの説明があったが、国際的な基準というのは考慮すべきである。国際教育政策研究所の調査内容を踏襲するという説明では、調査に用いる区分としての正当性の根拠にならないと思われる。
- ・ 現時点においての学習内容別区分には重複しているものがあるなど、分類学的にも不十分ではないか。
- ・ 学校教育でみるとだいたいどの国も似通っていて比較的国際標準もできやすいが、生涯学習のようなインフォーマルな教育内容は各国で実情が異なってくるので、各国間で共通性が高い学校教育と比較すると、国際的な分類を作ることは困難。今後の検討課題である。
- ・ 今回の分類は細かすぎるので、中分類のようなものは考えられないか。
- ・ 行政が行なう調査でこのような区分を示すと、今後これが分類基準として機能してしまうおそれがある。また、分類の順番も文部科学省が重要視している順番と捉えられかねない。

審議の結果、学習内容区分の細分化は利用者ニーズの把握等に有効だが、分類の方法等については次回再検討することとされた。

ボランティア活動状況について、調査実施者から以下の説明があり、特段の問題がないことから妥当とされた。

- ・ 本調査では施設に着目した調査であるため、施設外での活動の把握は困難であること等から、社会教育施設を活動の場とするボランティア活動を把握することを目的とする。また、ボランティアに対する研修の有無は当該施設に登録したボランティアを対象とする研修について把握する。
- ・ 今回、新たに把握するボランティアの活動状況の種類については、図書館、博物館については施設の専門性に対応した活動内容を選択肢に用意したが、公民館、青少年教育施設、女性教育施設、生涯学習センターについては、活動が類似している傾向があるので、4種類の施設について施設横断的な比較を行なうことが今後の施策を考える上で有効と考え、同一の選択肢で調査することとしたい。

(3)引き続き、論点の残りの部分についての審議が行なわれた。

### ア オンライン調査の導入

オンライン調査の導入については、導入時の混乱がないよう十分な配慮を行なって実施することが必要だが、導入することについては妥当であるとされた。

### イ 集計事項の改正

特段の問題はなく、妥当であるとされた。

### ウ 課題への対応

平成14年調査への答申及び平成17年調査への答申に対する対応状況について調査実施者から説明が行なわれた。主な意見は以下のとおり。

- ・ 本調査で経理事項を捕捉することは、記入者負担を大きく増加させるものであることは理解している。経済センサスの動向を注視するというのは当然だが、今回の計画で経理項目の捕捉は行なわないとした根拠を明確に示すべきではないか。絶対的な記入者負担を議論してもしようがないので、相対的に、どちらの調査項目を入れることが本来の目的に合うのかを論じてもらいたい。
- ・ 今回の調査のような形になるまで平成14年からかなり時間がかかったということも事実である。今回の計画では、生涯学習センターを対象に取り込むという点で大きなワンステップであるとは評価できる。ただ、それが故に、統計調査名として社会教育調査が生涯学習を対象としているという調査名と対象との関係というのが鮮鋭に浮き出てきた。今回は大きな一歩を踏み出したと思うが、引き続き、統計調査としてどういう形で生涯学習あるいは社会教育というものを捕らえていくかということを検討してもらいたい。

審議の結果、以下の3点について、今後の課題とすることとされた。なお、基本計画部会で検討すべき課題については、部会長報告として統計委員会に報告することとされた。

- ・ 本調査の在り方及び調査体系の見直しについては、再度、今後の検討課題として答申に盛り込むとともに、基本計画部会の課題として部会長から報告することとする。
- ・ 経済項目の把握については、前回から課題とされていた事項ではあるが、今回、結論を出せるものではないと考える。また、平成23年には経済センサスが実施されることとなっていることから、文部科学省はその状況も注視して、引き続き検討する必要がある。
- ・ 利用者側からの調査については、本調査の中で実施するか、本調査の付属調査のような形で実施するか、やり方はいろいろある。これについては、第3ワーキンググループでの課題でもあるが、本調査の課題としても文部科学省で検討すること。

- (4) その後、部会長が答申骨子案を提示し、今回の議論等を踏まえた、追加、修正、削除等の意見を3月17日までに事務局に提出するよう求め、その意見を基に部会長が答申案を用意し、次回部会で審議することとした。

## 6 次回予定

次回部会は3月26日(水)10時から総務省第2庁舎(若松町)6階会議室で開催することとされた。

< 文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり >